

未就学児のインターネットメディア利用に 保護者はどのようにかかわったらよいのか？

子どものメディア接触に対する保護者の指導方法に関する研究の現状と今後の課題

松尾由美

1. はじめに

従来から懸念されてきたテレビ視聴だけではなく、インターネット接続が可能なメディアの急激な普及により、これらが子どもたちにどのような影響を及ぼすのか、子どもたちがこれら新しいメディアとどのように付き合ったらよいのかについて、関心が高まっている。ネットいじめなどのネット上での友人関係のトラブルや、暴力・性的な内容など不適切なコンテンツに接触する問題、長時間使用に伴う依存の問題など、子どもたちがインターネットを利用する際には、様々な問題に直面する可能性がある。そのため、このような問題の発生を防いだり、解決する力を育てるために、小学生からの情報モラル教育が求められている。

一方で、スマートフォンやタブレット PC、携帯ゲーム機器などのモバイル機器の急速な普及によって、インターネットに接続できる機器は、年齢が高い子どもたちだけではなく、就学前の子どもたちにとっても身近なものとなっている。2013年に実施された未就学児を対象とした調査では、1~6歳の子どものおよそ2割が週に1~2回以上、スマートフォンを利用していることが示されている(ベネッセ教育総合研究所, 2013)。一方で、同調査では、子どもがスマートフォンを見たり使ったりするときに、利用時間の長さを決めたり、内容を確認しているといったルールを設定している家庭は半数以下であるという。また、2歳後半の子どもの19%がスマートフォンを使用していること、携帯ゲーム機を利用する子どもの割合は3歳前半の21%から年齢が高くなるにつれ増加し、6歳では42%の子どもが利用することを示すも調査ある(中野, 2013)。情報モラル教育を実施している幼稚園・保育園がほとんどない現状では、子どものインターネットメディアとの付き合い方について、家庭での教育が重要になってくる。それでは、家庭で未就学児はインターネットメディアとどのように接触すればいいのだろうか、また、保護者はこの問題に対して何ができるのだろうか。本論文では、新しいインターネットメディアだけではなく従来からあるテレビも含め、就学前の子どもたちのメディア利用に保護者がどのように関わったらよいのか、研究知見を紹介しつつ今後の課題について論じる。

2. 子どものメディア利用への3種類の保護者の関わり方

先行研究によると、子どものメディア利用に保護者がどのように関わるのかについて、大きく分けて、①積極的指導(active mediation)、②制限的指導(restrictive mediation)、③共視聴(co-viewing)の3種類の関わり方が存在する(Olafsson et al., 2013; Valkenburg et al., 1999)。

積極的指導とは、保護者が子どもとメディアの内容について話し合ったり、解釈を教えたり、メディアの内容を批評したりするようなかかわりである。具体的には、テレビで描かれている内容はフィクションであり現実には起こりえないことを説明したり、インターネット利用中に個人情報を入力を求められた時にどうしたらいいのか話し合ったりする行動が含まれる。このようなかかわりは、子どもにメディアにどのように接したらいいのかを考えさせるので、保護者がいなくても同じような経験をした時の対処方法や、メディアを批判的に見る力を身につけることができると考えられる。特に、保護者の目の届かない場面で子どもが利用しやすいモバイル機器について、この指導方法が有効であると期待される。

制限的指導とは、保護者が子どものメディア利用時間、場所、内容についてルールを設定し、それを子どもに守らせるように指導することや、子どもが接するメディアの内容やメディアの種類を制限するようなかかわりである。例えば、食事中はテレビを見ない、暴力的なテレビ番組を子どもに見せない、子どもに携帯電話を使わせないといったかかわりである。

共視聴とは、保護者が、子どもがメディアを利用している時にそばにいて一緒にメディアを視聴することである。具体的には、子どもと一緒にテレビ番組を見たり、子どもと一緒にテレビゲームをしたりするようなかかわりが挙げられる。

このように子どもがメディアと接する際の保護者のかかわり方には様々なタイプがあるが、どのかかわり方が多く行われているのかについては、文化によって異なると考えられている。例えば、オランダで行われた調査では、5~12歳の子どものテレビ視聴に対する保護者のかかわりの中で共視聴が多い(Valkenburg et al., 1999)。一方で、韓国では、子どものインターネット利用に関して制限的指導が最も好まれ行われているという(Lee & Chae, 2012)。日本における未就学児の保護者を対象にし、テレビ視聴に対する制限的指導と共視聴の実施の程度を尋ねた調査では、子どもが0~1歳の時には制限的指導をするよりも共視聴をしている母親の割合の方が多く、2~5歳では共視聴よりも制限的指導をしている母親の割合の方が多かった(NHK放送文化研究所, 2010)。おそらく、文化による子どもに対する養育方法の違いが、メディア利用に関するかかわり方にも反映しているのだろう。

3. 子どものメディア利用に対する保護者のかかわり方の効果

上述の通り、各家庭で行われる子どものメディア利用に対する保護者のかかわりは、文化や個人の経験などを背景とする養育に対する価値観や態度を反映したものである。しかし、保護者の多くは、メディアとの子どもの接触について、特に新しいメディアであるほど、自信を持ってしつけや教育をしているというよりは、むしろ、手探りで行っているのではないだろうか。

そこで、子どもが受けるメディア接触の悪影響を弱めたり、教育的効果を高めたりする保護者の指導方法に関する研究が行われ、子どものメディア接触に対して保護者はどのように指導したらよいのかという問いに答えようとしている。研究の主な対象は、長い歴史を持つメディアであるテレビであり、インターネットメディアを対象にした研究知見は蓄積され始めたばかりである。さらに、数少ないインターネットメディアを対象にした研究では10代以降の子どもを対象にしたものがほとんどである。このような研究状況の中で、未就学児のインターネットメディア接触に対して保護者がどのように関わったら良いのかという疑問に対して、直接的な答えを提供することは難しい。しかし、これまでの就学前の子どもたちのテレビ接触に対する保護者の指導の効果や、年齢が高い子どもたちのインターネットメディア接触に対する保護者の指導の効果を検討する研究を紹介しながら、インターネットメディアの未就学児の接触に対して有効な保護者のかかわり方について推察する。

3.1 子どものテレビ接触に対する保護者の指導の効果

子どもがテレビに接触することで起こりうる悪影響として、暴力映像の視聴によって攻撃性が高まることや、商品広告によって物品や金銭の所有を優先する物質主義的価値観が高まることなどが懸念されている。また、一方で、テレビ視聴によって社会性が高まるなどの肯定的な教育効果も存在する。このようなテレビからの悪影響を和らげたり、肯定的な影響を強めたりする保護者のかかわりはどのようなものであるか、以下、研究知見を紹介する。

3.1.1 テレビ視聴による悪影響を和らげる保護者のかかわり

渋谷ら(2010)は、小学校5年生とその保護者を対象にした1年の間隔を空けたパネル研究(同じ対象者に間隔を空けて2回以上の調査を実施する手法)を実施し、保護者の指導方法が攻撃性に及ぼす長期的な影響を検討した。その結果、男児に対してテレビの視聴時間を制限すること(例:宿題、勉強などが終わってからでないとテレビを見てはいけないと決める、夜テレビを見てもいい時間帯を決める等)は、攻撃性を低めること、一方で、暴力映像の共視聴?(例:子どもと一緒にヒーローものの

アニメ番組を見る、子どもと一緒にプロレスなどの格闘技番組を見る等)は攻撃性を高めることが示された。女兒では、テレビの視聴内容を制限すること(例：暴力シーンがあるアニメ番組は見せないようにする、プロレスなどの格闘技番組は見せないようにする)は攻撃性を低め、積極的指導(例：テレビ番組のアニメやドラマでの出来事は現実とは違うことを子どもに話す、テレビ番組の暴力行為の真似をしないようにと子どもに話す等)は攻撃性を高めることが示された。この研究から、保護者の指導として有効であると考えられてきた積極的指導と共視聴はかえってメディアの悪影響を強めてしまう可能性が示唆された。渋谷ら(2010)は、共視聴での効果が見られなかった理由として、保護者が暴力的シーンを一緒に見ることは、子どもに暴力シーンを承認するメッセージを意図せず送ってしまった可能性を指摘している。また、積極的指導の効果が見られなかった理由として、内容を把握しないままに具体性に欠けた指導を行った可能性を挙げている。

積極的指導と共視聴は必ずしも有効であるといえない調査結果が他の研究でも示されている。例えば、Nathanson & Yang(2003)は、5~12歳児を対象に暴力的番組の視聴時における2種類の積極的指導が、子どもの暴力的番組に対する評価にどのような影響を及ぼすのか実験を行って検討した。2種類の積極的指導とは、番組に登場する人物は俳優で事実ではないことや、現実社会での問題解決方法は異なることを子どもに指導する時に、番組視聴中に直接子どもに話して伝える教授的形式と、番組視聴中に子どもにそのように考えるかどうかを尋ねる質問形式である。その結果、5~8歳の子どもに質問形式では効果は見られず、教授的形式の場合に暴力番組に対して批判的な考を抱くようになった。対照的に、9~12歳の子どもでは、教授的形式では指導効果は低く、質問形式の方が暴力的な番組を批判的に評価し、指導効果が見られた。このような年齢による指導方法の効果の違いがみられた理由として、年少の子どもでは、テレビ番組視聴と簡単には答えが出ない質問に答えを出そうと考えることの両方を同時に行う質問形式では、負荷が大きく難しいため、暴力的な映像に対して批判的に考えられるようになるまでに至らなかったこと、年長の子どもの場合は一方的な教授的形式では反発を招き、指導内容と反対の方向に態度を変えてしまったことが指摘されている。この研究結果から、Nathanson & Yang(2003)は、保護者は子どもの年齢によって、適切な指導方法を変える必要があると主張している。

Nathanson & Yang(2003)と同様に、年少の子どもたちに対する積極的指導や共視聴が、必ずしもメディアの悪影響を和らげず、かえって悪影響を強めることを示唆する研究が存在する。一例として、Paavonen et al.(2009)が5~6歳児に実施した調査が挙げられる。彼らは当初保護者のかかわりが多いほど、恐怖映像からの悪影響

は緩和されると想定したが、日頃の共視聴、積極的指導の頻度の高さと、テレビ番組によって引き起こされる恐怖を感じる頻度との間に正の相関関係が見られるという、仮説とは反対の結果が示された。この研究は相関関係を検討しているので、この知見だけでは親のかかわりが原因となって、テレビ視聴による恐怖喚起を増加させるという因果関係を特定できない。すなわち、想定していた反対の因果関係(子どもがテレビ番組視聴によって恐怖を感じやすいので、保護者が共視聴や積極的指導行動を増やす)が存在する可能性は否定できない。しかし、年少の子どもたちは、抽象的推論の能力が発達していないために、恐ろしい映像によって引き起こされた恐怖を減らす効果を持つ保護者の視聴に関する指導を利用することができず、保護者の積極的指導の効果が見られなかった可能性が示唆されている。

また、Nathanson & Yang(2003)の研究と同様に、年長の子どもたちには他の指導法に比べ制限的指導が有効ではない可能性を示唆する研究も存在する。Buijzen & Valkenburg (2005)が実施した 8~12 歳を対象に広告視聴と物質主義的価値観や購入要求行動との関連を検討した調査では、積極的介入の頻度が高い方が低い場合よりも広告の影響を受けにくいこと、一方で制限的指導では頻度が高い方が低い場合よりも広告の影響を受けやすいことが示されている。

3.1.2 テレビ視聴による肯定的な影響を強める保護者のかかわり

菅原(2006)は 0~2 歳までの縦断調査の結果から、両親ともに 0 歳時点で、視聴中にテレビの内容について子どもと話すというかかわりが、1 歳時点での子どもの表出語彙数を増やす効果があること、さらに母親では 1 歳児でのテレビの内容に関する子どもとの会話が 2 歳時点での子どもの語彙獲得数を高めるという効果を示した。

さらに、菅原ら(2012)は、8 歳児を対象にした調査結果から、子ども向け教育番組や国民的アニメ番組の視聴が、母親の子どもへの視聴中のかかわりを高め、社会性を高めることを示した。

一方で、保護者との会話の効果が見られない研究もある。5~7 歳の白人の子どもたちに人種問題に関わる映像を視聴させた実験では、映像視聴後に保護者と人種問題に関する会話をした子どもたちよりも、映像を視聴しただけ、あるいは保護者と人種問題に関する会話をしただけの子どもたちの方が、アフリカ系の人たちに対する好意的な態度を持っていた(Vittrup & Holden, 2011)。

3.2 子どものインターネットメディア接触に対する保護者の指導の効果

3.1 で紹介した研究知見を概観すると、メディアの影響力を子どもの年齢によって有効な保護者の指導方法は異なることが示唆される。すなわち、年少の子どもで

は、認知的処理能力の発達が未成熟であることと関連し、子ども自身に問いを与えて考えさせるような複雑な思考過程を必要とする積極的指導よりも、単純に保護者が設定したメディアの接触のルールを伝え、守らせる制限的指導や積極的指導でも子どもに考えさせるのではなく保護者がメディアとの接触の仕方を直接伝える方が有効である可能性が考えられる。反対に、年長の子どもでは、一方的に保護者がテレビ視聴の方法を決める制限的指導では反発を招くので、子どもと一緒にテレビに関する問題について話し合ったり、子ども自身に答えを出させたりするような積極的指導の有効性が期待される。

それでは、インターネットメディアの場合では同様の可能性が考えられるだろうか。インターネットメディアが、大きくテレビと異なる点として、子どもたちが受動的に情報を受け取るだけでなく積極的に自分の情報を発信することができること、それと関連し実在の人間を相手にてコミュニケーションをとる相互作用性を持つこと、また、スマートフォンなどのモバイル機器での利用が多く保護者の目が届きにくいことが考えられる。

テレビと比べると、子どものインターネットメディア接触に保護者のかかわりが教育的効果を持つのかを検討した研究はまだ数少ないが、以下、先行研究を紹介する。

3.2.1 インターネットメディア接触による悪影響を和らげる保護者のかかわり

先述したように、インターネットメディア利用では、インターネット上の情報に接触することによる影響(例えば、テレビ同様に暴力的内容や性的内容との接触による悪影響)だけではなく、子どもが情報を発信することによって起こる悪影響も起こる。一度、インターネット上に発信した内容を完全に削除することは難しく、ほぼ永久にインターネット上に残ってしまう。また、相手を攻撃したり誹謗中傷するような内容は、いじめなどの深刻な対人関係のトラブルを生み出す。

しかし、比較的研究が行われているのは、商業サイトにおける個人情報提供を対象としたものである。例えば、Lwin et al.(2008)が行った調査では、10~12歳を対象に、保護者の指導方法とインターネット利用中を想定した場面を提供し、商業サイトのメンバー登録に個人情報の入力を求められた場合にどのような行動をとるかを尋ねた(研究1)。彼らは、積極的指導と制限的指導の高低の組み合わせで、保護者の指導方法を以下の4種類に分類した；①選択的指導(Selective mediation)：積極的指導も、制限的指導も高い、②促進的指導(Promotive mediation)：積極的指導は高いが制限的指導は低い、③制限的指導(Restrictive mediation)：積極的指導は低く、制限的指導が高い、④自由放任主義(Laissez Faire)：積極的指導も、制限的

指導も低い。4種類のうち、保護者が設定した制限的指導に従うだけでなく、保護者が想定していないような場面に、子どもが1人で遭遇した場合にもその対処方法について日ごろから考えるなど、悪影響を弱める可能性のある積極的指導を受けている選択的指導を保護者から受けている子どもが最も個人情報を開示せず、自由放任主義的な指導をする保護者の子どもが最も個人情報を開示しやすいだろうという仮説がたてられた。また、促進的指導と制限的指導は、両者の中間に位置するが、促進的指導の方が、日頃から自分で考える機会が提供されているのでインターネット上のマーケティング担当者の意図をより理解し、より適切に対応できるだろうから、情報開示量が少ないだろうと予測された。その結果、仮説と一致し、子どもの個人情報量は少ない順に、選択的指導<促進的指導<制限的指導<自由放任主義であった。さらに、Lwin et al.(2008)は研究2において、研究1よりも年長の子どもたち(13~14歳と15~17歳)を対象に同様の調査を行い、年齢の違いによる保護者の指導方法の効果について検討した。この研究では、保護者の指導方法を、積極的指導、制限的指導、自由放任主義の3種類に分類した。その結果、10代前半の子どもたち(13~14歳)では、自由放任主義の保護者を持つ子どもよりも、積極的指導や制限的指導を受けた子どもの方が、インターネット上での個人情報の開示量が少なかったが、とりわけ、積極的指導の方が有効であった。一方で年長の10代後半の子どもたち(15~17歳)では、自由放任主義の保護者を持つ子どもよりも積極的指導を受けた子どもたちは個人情報の開示量が少ないが、制限的指導を受けた子どもたちはかえって個人情報の開示が多いという結果が示された。これら2つの研究から、テレビと同様に、インターネットメディアでも、年齢が小さいうちは制限的指導も有効であるが、年長になるにつれて制限的指導では子どもたちの反発を招きかえって逆効果であり、積極的指導の方が有効である可能性が考えられる。

同様に、10代前半の子どもたちには制限的指導が有効であることを示す研究知見も存在する。例えば、韓国の10~15歳の子どもと保護者を対象に調査を行ったLee & Chae(2012)は、保護者が回答した制限的指導の頻度とインターネット上で危険につながる出来事(性的・暴力表現の目撃、個人情報の開示など)の経験との間に正の相関関係があることを示した。一方で、年少の子どもたちに対する保護者の指導はインターネット上での情報開示とは関連がないことを示す研究も存在する(Shin et al., 2012)。彼らは、韓国の9~12歳の子どもと保護者を対象に調査を行い、保護者が回答した制限的指導を実行した頻度よりも子どもが回答した保護者から制限的指導を受ける頻度の方が低く回答されるという乖離が見られ、この不一致が大きければ大きいほど、子どもが商業サイトに開示する個人情報量が多いことも示している。

また、10代前半の子どもだけでなく、幅広い年齢の子どもたちを対象にした調査

においても制限的指導が有効であることを示す調査も存在する(Livingstone & Helsper, 2008)。彼らは、イギリスの12~17歳の子どもと保護者を対象に調査を行った。その結果、他者とコミュニケーションがとれる相互作用性のあるアプリケーション(メールやチャットルーム、インスタントメッセージの使用等)の使用を禁止することと、インターネット上で危険につながる出来事(例: 個人情報の開示、インターネットで知り合った人と会う、暴力表現のあるサイトやポルノサイトを閲覧する)に遭遇したことがある経験との間に関連があることが示された。彼らは共視聴(子どもがインターネットを利用している時はそばにいたり、画面を見たりする)や積極的指導(子どもとインターネット利用について話し合う、子どものインターネット利用を手助けするなど)と危険性のある経験との間に関連がないことも示している。しかし、この12~19歳のサンプル($N=879$)の約7割を12~15歳($N=605$)が占めているため、年長の子どもたちでも制限的指導が有効であると明確に言う事は難しいかもしれない。

4. 研究状況のまとめと今後の課題

これまでの研究状況を概観すると、テレビでもインターネットメディアでも、年少の子どもでは、未成熟な認知発達に合わせ、保護者がメディア接触のルールを設定する制限的指導の方が効果的であるが、年長になるにつれて保護者が一方的に指導するのでは反発を招くので、子どもとメディア利用について話し合ったり、子どもに考えさせたりする積極的指導の方が有効であると考えられる。これらの研究から、就学前の子どもたちのインターネットメディア接触に対して、保護者が接触時間や内容のルールを設定する制限的指導の方が有効であると考えられる。

しかし、本稿で紹介した研究は数が少なく、因果関係が特定できない相関研究も多いことから、上記の結論が頑健であるとは言い難い。また、年齢区分が研究によって様々であり、一律にこの年齢でこのような指導方法をすべきであるという事を言えない。それでも、先行研究でも指摘されているように、子どもの年齢や発達に合わせて、子どもへの指導方法を変えていく必要があるということは明確に言えるであろう。子どもたちのインターネット利用について考える研究会では、小・中学生の子どもを持つ保護者に対して、インターネットに対する理解やスキルに合わせて4つの段階(①体験期、②初歩的利用期、③利用開始期、④習熟期)に合わせた段階的利用を提案している(URL:http://www.child-safenet.jp/material/guide01_model.html)。今後の研究では子どもの認知発達研究の知見と合わせて、年齢や発達段階別に有効な保護者の指導方法を実証的に検討する必要があるだろう。

さらに、これまでの研究の多くは保護者の指導方法について、内容のいかにか

かわらず話した頻度を尋ねているものが多い。制限的指導においては、時間や内容を制限している頻度を尋ねているが、どのような制限を設けることが有効であるのかについての研究は行われていない。テレビゲームにおいては、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)による年齢別のレーティングが普及しており、年齢区分マークがゲームのパッケージに表示されている(URL: <http://www.cero.gr.jp/rating.html>)。また、海外での取り組みではあるが、アメリカの非営利組織 Common Sence Media は、スマートフォンのアプリやウェブページ等、様々なメディアの利用に適切な年齢に関する情報がホームページで保護者に提供されている。(URL: <http://www.common sense media.org/>)。我が国においても、子どもの発達に悪影響を及ぼす接触方法を示す研究を進め、研究知見に基づいた、年齢によって適切なインターネットメディアの内容を明らかにする年齢レーティングや、子どもの発達に適度な接触時間に関する情報を、保護者に提供することが必要であるだろう。また、積極的指導においても、渋谷(2010)でも指摘されていたように、おそらくメディアについて子どもと話したかどうかだけではなく、子どもと何を話したかその内容が重要になるだろう。子どもとメディア接触についてどのような話をしたらよいのか、また、何を子どもに考えさせたらよいのか、今後の研究によって明らかにする必要があるだろう。

参考文献

ベネッセ教育総合研究所次世代育成研究室 (2013). 乳幼児の親子のメディア活用調査 URL: http://berd.benesse.jp/up_images/research/research25_pre.pdf

Lee, S., & Chae, Y. (2012). Balancing participation and risks in children's internet use: The role of internet literacy and parental mediation. *Cyberpsychology, Behavior and Social Networking*, 15(5), 257-262.

Livingstone, S. & Helsper, E. (2008). Parental mediation and children's internet use. *Journal of broadcasting & electronic media*, 52(4), 581-599.

Lwin, M. O., Stanaland, A. J. S., & Miyazaki, A. D. (2008). Protecting children's privacy online: How parental mediation strategies affect website safeguard effectiveness. *Journal of Retailing*, 84(2), 205-217.

中野佐知子 (2013). 幼児のテレビ視聴時間の減少とその背景～幼児生活時間調査・2013の結果から～ 放送研究と調査, 63(11), 48-63.

Nathanson, A.I. & Yang, M. (2003). The effects of mediation content and form on children's responses to violent television *Human Communication Research*, 29(1), 111-134.

NHK 放送文化研究所 “子どもに良い放送”プロジェクト中間総括報告 0-5 歳
URL:http://www.nhk.or.jp/bunken/research/category/bangumi_kodomo/pdf/kodomo101207.pdf

Ólafsson, Livingstone, & Haddon (2013). How to research children and online technologies? Frequently asked questions and best practice. London: EU Kids Online, LSE.

Paavonen, E. J., Roine, M., Penonen, M., & Lahikainen, A. R. (2009). Do parental co-viewing and discussions mitigate TV-induced fears in young children? *Child: Care, Health and Development*, 35(6), 773-780.

¥ 渋谷明子・坂元章・井堀宣子・湯川進太郎 (2010). 子どものテレビゲーム接触への保護者の指導方法と効果—小学校高学年児童と保護者を対象にしたパネル研究の分析から— シミュレーション&ゲーミング, 20, 47-57.

Shin, W., Huh, J., & Faber, R.J. (2013). Tween's online privacy risks and the role of parental mediation *Journal of broadcasting & electronic media*, 56(4), 632-649.

菅原ますみ (2006). 乳幼児期のテレビ・ビデオ接触の実態および社会的情緒的発達との関連—0 歳・1 歳・2 歳の 3 時点調査から—. “子どもに良い放送”プロジェクト 第 3 回調査報告書 NHK 放送文化研究所, pp.61-81.

菅原ますみ・酒井厚・坂元章・向田久美子・一色伸夫 (2012). テレビ視聴に対する親のかかわりと児童期の子どもの社会性 “子どもに良い放送”プロジェクト 第 9 回調査報告書 NHK 放送文化研究所, pp.53-56.

Valkenburg, P. M., Krcmar, M., Peeters, A. L., & Marseille, N. M. (1999). Developing A scale to assess three styles of television mediation: "instructive mediation," "restrictive mediation," and "social coviewing". *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, 43(1), 52.

Vittrup, B., & Holden, G. W. (2011). Exploring the impact of educational television and parent-child discussions on children's racial attitudes. *Analyses of Social Issues and Public Policy*, 11(1), 82-104.